

公益財団法人沖縄県防犯協会連合会定款

公益財団法人沖縄県防犯協会連合会定款を次のように定める。

平成 24 年 4 月 1 日

公益財団法人沖縄県防犯協会連合会

公益財団法人沖縄県防犯協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人沖縄県防犯協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民及び関係機関・団体等と緊密な連携を図り、効果的な防犯活動、青少年の健全育成活動及び地域社会の健全な発展のための活動を推進するとともに、県民の防犯思想を高め、犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業
- (2) 少年非行の防止及び青少年の健全育成に関する事業
- (3) 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援に関する事業
- (4) 防犯対策に関する調査、研究及び資料収集事業
- (5) 防犯活動の功労者及び団体に対する表彰事業
- (6) 自転車の防犯対策事業
- (7) 遊技機等の不正行為排除対策事業
- (8) 風俗環境の浄化事業
- (9) その他この法人の目的達成に必要と認める事業

2 前項の事業については、沖縄県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために必要な財産として理事会及び評議員会が定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項に規定する書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第11号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員5人以上15人以内を置く。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ウ その評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

- カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
イ 使用人
ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
エ 次の団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
(ア) 国の機関
(イ) 地方公共団体
(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
(エ) 国立大学法人（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
(カ) 特殊法人又は認可法人

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員で構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項
(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の規定による請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第19条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、又は評議員の承諾を得て電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

2 議長は、評議員会の議事を整理するものとする。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち、3人以内を副会長、1人を専務理事とする。

5 前項の副会長及び専務理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合には、第13条第2項の規定を準用する。この場合において「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。監事についても同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の

執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条第1項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が次の二に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の三分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

(報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに特別な職務を執行した理事及び監事にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱については、第48条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第35条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定められる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第36条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において任期を定めたうえで選任する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第37条 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備
- （種類及び開催）

第40条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて、会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
 - (4) 第30条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第4号後段により招集する場合は除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、前条第3項第4号後段による場合は、その請求した監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法により開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故がある場合は、出席した副会長がその任に当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長及び出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものと除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項に規定する以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第 51 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分 2 の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。
(解散)

第 52 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を受けて任免する。
- 4 事務局職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- ✓ (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ✓ (5) 事業報告書
- (6) 貸借対照表
- (7) 正味財産増減計算書
- (8) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (9) 財産目録
- (10) 監査報告書
- (11) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号の書類は永久、第2号から第12号までの帳簿及び書類は、5年間備え置くものとする。

3 第1項各号に定める帳簿及び書類等の閲覧については、法令で定めによるほか、第58条第2項に定める規定によるものとする。

第8章 会員

(会員)

第57条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）に定める警察署の管轄区域毎に設置されている各地区防犯協会

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助する法人、団体又は個人で、理事会が承認したもの

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告

(公告)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

第61条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長は、伊禮清一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

湧川昌秀 新屋孝一 田仲康彦 三木 巖 宮里充彦 知念榮治
照屋義実 金城宏孝 宜保謙